

三世代の同居・近居の現状と推進に向けた課題

三瓶 朋秀

(予算委員会調査室)

《要旨》

近時、政府は少子化対策の一環として、三世代の同居・近居を推進しているが、世帯数、養育児童数とも減少するなど、政策効果が見られない。その理由として、①政府が副次的効果として世帯内介護も期待している、②政府が、リフォーム等の居住環境の整備を通じた親からの子育て支援（マンパワー）を施策の中心にしているのに対して、若年者は、同居・近居による生活費の節約効果やローン負担の軽減等経済的なメリットを最も期待しており、両者にミスマッチが生じているためではないか。

特に②について、現在、子育て支援に対する政府の支出は十分でなく、高齢者からの経済的支援で補強されていると推測されるものの、当該支援は減少傾向にある。政府は、引き続き三世代の同居・近居を推進するのであれば、若年者が同居・近居の当初に必要なとなるリフォーム等に対する支援にとどまらず、その後の日常生活においても他の居住形態より経済的メリットを得られるよう、更なる施策の充実が必要だろう。

1. 三世代の同居・近居の実現に向けた政府の支援策

最近では、ある種の郷愁と憧憬の対象でもある三世代世帯だが、近時、政府は少子化対策の一環として、三世代の同居・近居の実現に積極的に取り組んでいる。

すでに平成 18 年度から 27 年度までを計画期間とする住生活基本計画（全国計画）（平成 18 年 9 月 19 日閣議決定）において「深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、（略）三世代同居・近居への支援を行う。」との記述が見られる。

その後、内閣府の「三世代同居に係る税制上の軽減措置の創設」に係る平成 28 年度税制改正要望では「三世代同居を目的として、自ら所有し居住する住宅の三世代同居改修（キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設など）を行ったときの所得税の特例措置」等を行うこととしているが、その有効性について「本措置の導入により三世代同居を促進することは、結婚、妊娠、出産、育児に対する子育て層の不安や負担を軽減し、少子化対策につながるとともに、子育て層を担い手とした親世代の介護が自助で行われることによる介護費の抑

制などの高齢社会対策にもつながる余地がある。」とある。相当性についても「三世代同居世帯に対し更なる税制措置を行うことは、三世代同居の促進及び子育て支援の担い手として祖父母世代が機能することから、出生率の上昇ひいては少子化対策に資する。また、同時に、副次的な効果として、同居による家庭内介護により祖父母世代の介護関連費を抑制し、社会保障費負担の軽減に資する。」とされている。

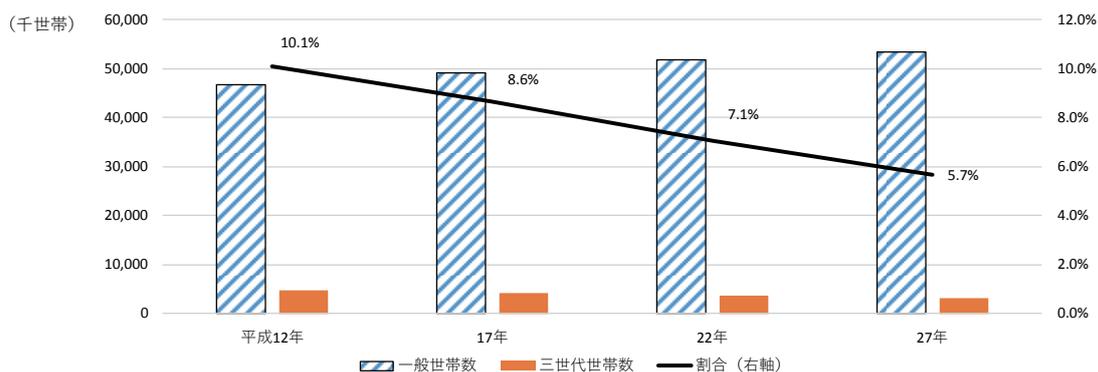
また、最近では、「ニッポン一億総活躍プラン・働き方改革実行計画フォローアップ」（内閣官房一億総活躍推進室・働き方改革実現推進室、令和元年5月）で、「希望出生率¹1.8」に向けた取組として、「子育て中の親の孤立感や負担感が大きいことが、妊娠、出産、子育ての制約になっていることがある。大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるため、三世代同居・近居をしやすい環境づくりを推進する。三世代同居に対応した優良な住宅の整備やリフォームを支援するとともに、子育て世帯とそれを支援する親族世帯との近居を支援する。」との記述が見られる。

本稿では、三世代の「近居」に関するデータの乏しさもあり、「同居」を論の中心としつつ、こうした居住環境の整備を通じたマンパワーの面からの親からの子育て支援を中心とした施策の在り方も含め、三世代の同居・近居を実現する上での課題等について考察を加えたい。

2. 三世代世帯数の動向等

我が国の三世代世帯数の動向について、総務省の国勢調査²によると、一般世帯数に占める割合は減少の一途をたどり、平成12年に約10.1%だったのが、平成27年には約5.67%となっている。

図表1 一般世帯数に占める三世代世帯数の割合



(出所) 総務省「国勢調査」を基に筆者作成

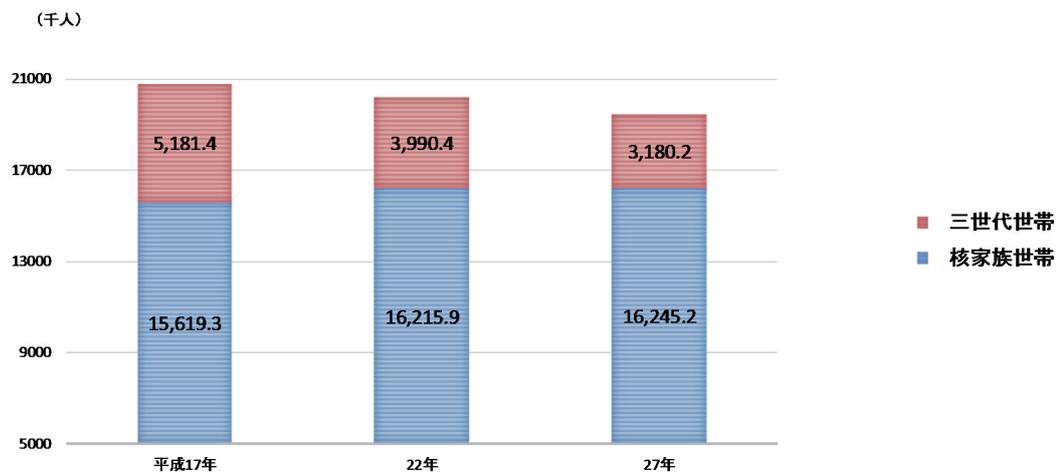
¹ 結婚や子どもの数に関する希望がかなうとした場合に想定される出生率。

² 国勢調査で「三世代世帯」とは、世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、四世代以上が住んでいる場合も含むほか、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含む一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる三世代世帯は含まない。

ここであわせて、国民生活基礎調査のデータから、三世代世帯³と、それ以外の代表的な世帯である核家族世帯⁴とを比較しながら、それぞれの世帯内でどの程度の児童⁵を養育しているのか、状況を確認してみたい。

図表2は、便宜的に、平成17年、22年及び27年について、児童のいる核家族世帯数及び三世代世帯数に、当該世帯の平均児童数をそれぞれ乗じて計算上の核家族世帯と三世代世帯の児童数を算出したグラフである。これによると、三世代世帯の児童数は減少している反面、核家族世帯の児童数は増加していることが分かる。

図表2 (計算上の) 核家族世帯と三世代世帯の児童数



(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に筆者作成

以上のことから、政府が少子化対策の一環として施策を積極的に推進しているにもかかわらず、これまでのところ、三世代世帯数そのものが減少しているうえ、三世代世帯内で養育する児童数も減少しているなど、期待する成果は上がっていないと言えよう。

3. 政府の支援策の効果が上がらない理由

(1) 政府が期待する世帯内介護

では、政府の施策の効果が上がらない理由について、2点検証したい。

1点目は、既述の内閣府の「三世代同居に係る税制上の軽減措置の創設」でも触れられているように、政府が、子育て支援以外に、世帯内での介護及びそれに伴う財政負担の軽減も期待していることが挙げられる。

かつて三世代世帯は、三世代で同居することで経済的弱者である老親を世帯内で子が扶養・介護するという機能・役割を果たしていたと評価されており、昭和53年版厚生白書(厚生省)では、以下の記述が見られる。

³ 国民生活基礎調査で「三世代世帯」とは「世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯」をいう。

⁴ 夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯及びひとり親と未婚の子のみの世帯をいう。

⁵ 18歳未満の未婚の者をいう。

老親と子の同居は我が国の特質であり、諸条件が整えば、それは核家族にはない家庭機能の安定に寄与するとともに、同時に老人にとっても生きがいと安心につながるものである。

しかし、現実には70歳を超えた老親を扶養する立場にある40歳代、50歳代の人々は、子供の高等教育の費用と老親の扶養という二重の出費をしいられる場合も少なからずあり、その場合、老親を扶養したいと思う気持は強くとも、現実には容易ならざる状況にある場合も多いし、同居に対する意識も都市部の人々やより若い世代の考え方においては多様化している。仮に親子が共に同居を望むとしても、たとえば、80歳を超える老親の場合は、その子供夫婦はすでに定年年齢を経過しており、幼児をかかえた孫夫婦世帯が中心で、それが二世代の老親と同居し扶養するようなケースが生ずるわけである。

こうした点からみて、同居という、我が国のいわば「福祉における含み資産」とも言うべき制度を生かすに際しては、少なくとも同居することが大きな経済上の負担を意味することのないよう、老人に対する所得保障を充実すると共に同居を可能にする住宅等の諸条件を整えることが必要である。

(出所) 厚生省「昭和53年版厚生白書」

「小さな世帯の増加と社会保障」(白波瀬佐和子)⁶によると、かつての高齢者は、子と同居することで、家計の収入構造に主たる稼得者である子の収入が入っており、現役世代の収入を共有する形で、貧困に陥ることなく一定の生計を成り立たせていたことが示唆される、としている。もちろん、世帯内で介護が行われたことは、社会保障に係る財政負担の軽減に寄与したと言えよう。

ここで、平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)で介護の状況を見ると、主な介護者は、要介護者等と「同居」が58.7%と最も多く、要介護者との続柄を見ると、「配偶者」25.2%、「子」21.8%、「子の配偶者」9.7%となっている。

一義的には、親からの子育て支援を理由として三世代の同居・近居を実現しても、実際には、子が将来的に親の介護にも向き合わざるを得ない場合も当然であろう。しかし、同居の主な介護者について、日常生活での悩みやストレスの有無を見ると「ある」68.9%、「ない」26.8%となっており、さらに「ある」と回答した者の悩みやストレスの最大の原因は「家族の病気や介護」となっている。このように、同居の介護者には大きな負担がかかりやすく、単純に親からの子育て支援を享受できることのみをもって、若年者が三世代の同居・近居を選択するかは疑問と言えよう。やはり、長期にわたる育児と介護に関して相互に助けあうことの必要性も踏まえ、感情面でも相手を受け入れ、納得のうえ自発的に行う同居・近居を推進する必要がある。まして、介護や子育ての負担を社会から世帯へ移転しようとして、これらを担う者に過度に負担がかかるのは本末転倒であり、女性や高齢者の就業支援をはじめとした諸施策と整合的に進められなければならない。

⁶ 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障研究」第2巻第1号(平成29年)4頁。

（２）若年者が三世代の同居・近居を求める理由と政府の支援策とのミスマッチ

政府の施策の効果が上がらないもう一つの理由としては、若年者が、三世代の同居・近居に対して、子育て支援以上に、共同生活を通じた経済的なメリットを期待しているのに対して、政府は、リフォーム等により同居・近居を可能とする居住環境が整備されれば、若年者が親からの子育て支援を期待して同居・近居を積極的に選択するであろうという政策アプローチであり、両者の間にミスマッチを起こしているからと考えられる。

まず、若年者が親と同居等する理由について、内閣府の「少子化社会対策に関する意識調査報告書」（平成31年3月）で、結婚経験者（既婚及び離死別・婚約中（再婚）を含む。）に対し、親との同居・近居⁷の形態別にその理由の上位2つを掲げると、親との同居・近居とも、「子育てを助けてもらえるから」は、2番目の理由にすぎない。

図表3 （両）親と同居等する理由（上位2つ）

居住形態		理由（上位2つ）	割合
同居	自分の（両）親と同居している	住居費や生活費が安くて済むから	31.2%
		子育てを助けてもらえるから	25.7%
	配偶者またはパートナーの（両）親と同居している	住居費や生活費が安くて済むから	20.1%
		子育てを助けてもらえるから	19.2%
近居	自分の（両）親と近居している	たまたま近くに住むことになったから	52.0%
		子育てを助けてもらえるから	25.6%
	配偶者またはパートナーの（両）親と近居している	たまたま近くに住むことになったから	54.6%
		子育てを助けてもらえるから	20.7%

（出所）内閣府「少子化社会対策に関する意識調査報告書」を基に筆者作成

何らかの親からの援助を期待する、という意味では、近居の理由の「たまたま近くに住むことになったから」はさておき、同居の最大の理由である「住居費や生活費が安くて済むから」は重視すべきである。すなわち、若年者が親からの支援として最も期待しているのは、子どもの有無に関わらず、食費、光熱水料等に関して多くの人数で共同して生活することによる節約効果や、住宅ローンを祖父母と共有し負担を軽減する、等の経済的なメリットと思われる。

これに対して、政府は、リフォーム等を通じて三世代の同居・近居のための居住環境を整備すれば、物理的な距離の近さから、マンパワーの面で親からの子育て支援を得られることを最大の目的として掲げており、三世代の同居・近居により若年者がどれだけ経済的なメリットを享受できるかについて説得力を欠いている。こうしたミスマッチが、若年者が三世代の同居・近居を積極的に選択するインセンティブにつながらず、政策効果が上がらない理由ではないかと推測される。

⁷ 本調査では、「車・電車で概ね1時間以内の距離に住んでいること。」としている。

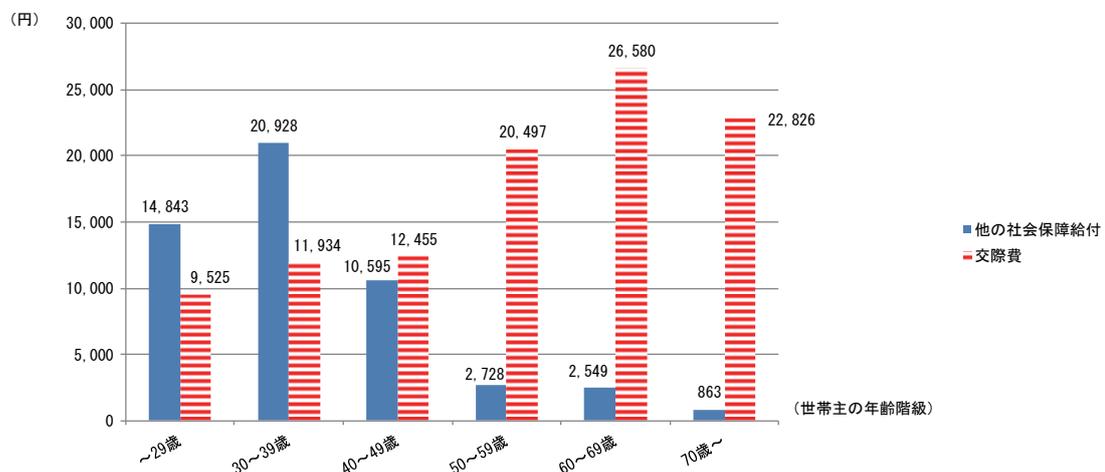
4. 高齢者からの資金の流れの減少傾向と対応

既述の「少子化社会対策に関する意識調査報告書」によると、「現在の子育て支援に関する政府の支出が十分だと思うか」という問いに対する回答は、「そう思う」2.9%、「ややそう思う」9.6%、「どちらともいえない」37.1%、「あまりそう思わない」31.5%、「そう思わない」19.0%であり、政府の経済的な子育て支援策は十分と受け止められていないようだ。

こうしたなか、若年者が親との同居に経済的支援を求める背景には、高齢者からの子や孫への資金の流れがあると思われる。総務省の家計調査（平成30年）⁸で見ると、世帯主の年齢階級が高くなるほど交際費⁹の支出額が高くなっている反面、収入面で、児童手当、児童扶養手当等を含む「他の社会保障給付」の金額を見ると「～29歳」で14,843円、「30～39歳」で20,928円であり、高齢者の交際費の額よりも少ない。

高齢者の交際費の必ずしも全額が子や孫への支出というわけではないが、ソニー生命保険株式会社の調べによる「シニアの生活意識調査2018」¹⁰で50歳から79歳までの男女に調査した結果によると、「この1年間で孫に使った金額」は128,269円、1か月平均で10,689円となり、これに子への支出が加わることも勘案すると、高齢者の交際費の相当部分が子や孫へ支出されていると推測される。個々の家計の状況にもよるだろうが、高齢者から子や孫への資金の流れは、若年者に対する経済的支援として社会保障給付を補強する側面を有しているのではないかと推測される。

図表4 1か月当たりの「他の社会保障給付」の収入額と「交際費」の支出額



(出所) 総務省「平成30年家計調査年報」を基に筆者作成

しかし、高齢者から子や孫への資金の流れの今後の動向については注意が必要だ。平成

⁸ 「他の社会保障給付」については一般的な子育て世帯を想定して「2人以上の世帯のうち勤労者世帯」の金額で、「交際費」については勤労者に限らず「2人以上の世帯」の金額でそれぞれ比較した。

⁹ 世帯外の人への贈答用品及び接待用支出並びに職場、地域などにおける諸会費及び負担費をいう。

¹⁰ 「シニアの生活意識調査2018」（平成30年11月14日ソニー生命保険株式会社）〈https://www.sonylife.co.jp/company/news/30/nr_181114.html〉（令和元.9.4最終アクセス）

18年、23年及び28年の内閣府の意識調査で、60歳以上の者の過去1年間の消費支出の項目中、支出に占める大きな割合を項目別に尋ねた結果（上位3つまでの複数回答）によると、「子や孫のための支出」が大きな割合を占めると回答した割合は、平成18年に27.9%、23年に28.9%となったものの、28年には19.8%と減少している。これを、1か月当たりの収入別に見ると、図表5のように、ほぼすべての金額階級において、平成28年は、平成18年及び平成23年よりも減少しており、高齢者全体にとって「子や孫への支出」が支出面で占める割合が小さくなりつつあることが分かる。

図表5 60歳以上の者の「子や孫のための支出」（大きな割合を占める支出）

1か月当たりの収入①	平成18年	平成23年	1か月当たりの収入②	平成28年
5万円未満	27.1%	31.3%	5万円未満	22.2%
5万円～10万円未満	20.9%	21.1%	5万円～10万円未満	19.3%
10万円～15万円未満	27.0%	31.8%	10万円～20万円未満	18.0%
15万円～20万円未満	35.6%	24.4%		
20万円～25万円未満	22.0%	27.4%	20万円～30万円未満	19.6%
25万円～30万円未満	29.7%	29.6%		
30万円～40万円未満	37.2%	36.0%	30万円～40万円未満	21.9%
40万円～60万円未満	27.3%	40.0%	40万円～60万円未満	27.6%
60万円～80万円未満	41.7%	38.3%	60万円以上	28.2%
80万円以上	20.6%	26.2%		

（注）平成28年度の調査では、金額区分がそれまでの調査と変更されている。

（出所）内閣府「平成18年度 高齢者の経済生活に関する意識調査結果」、「平成23年度 高齢者の経済生活に関する意識調査結果」、「平成28年 高齢者の経済・生活環境に関する調査結果」を基に筆者作成

引き続き高齢者から子や孫への資金の流れが先細る懸念があるが、既述のとおり若年者が最も親に期待しているのは経済的支援であり、こうしたメリットがないうえに介護の負担に直面することも考えられる三世代の同居・近居を若年者が積極的に選択するとは思えない。

すでに政府は、将来の経済的不安が若年者に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、平成27年4月から「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」として、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援するための税制上の特例措置を講じているが、こうした高齢者から子や孫への資金の流れを加速する施策に加えて、若年者が他の居住形態よりも三世代の同居・近居を選択することに経済的なメリットを見出すよう、差別化を図る支援策が有効と思われる。例えば、静岡県掛川市が、市内で三世代同居（二世帯住宅及び敷地内同居も可）を始めた場合に、市内商店等で利用可能な買物券を助成した¹¹ことも参考となる。

¹¹ 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に同居を開始した場合は、対象事業費の1/2（最大20

本事業を視察した三重県松阪市議会議員団の報告書¹²によると、初年度の平成 26 年の申し込みは 10 件程度を見込んでいたところ実際には 24 件、翌 27 年には 30 件の応募があった、とある。掛川市の当初予算でも、平成 26 年度の三世代同居支援事業費補助金として 500 万円が計上され、翌 27 年度には 2,550 万円に増額されている（今年度は 1,566 万円）。

若年者が三世代の同居・近居を開始するに際して、当初に必要なリフォーム等の居住環境の整備に対する支援のみならず、その後も引き続き三世代の同居・近居という居住形態を維持継続することが、他の居住形態よりも経済的に有利となるような支援策が有効であろうと思われる。

5. 結びに代えて

「ストップ少子化・地方元気戦略」（平成 26 年 5 月 8 日、日本創成会議・人口減少問題検討分科会）では、2025 年に「希望出生率 1.8」を実現することを基本目標として掲げた。

そもそも「希望出生率 1.8」は、平成 22 年の第 14 回出生動向調査（国立社会保障・人口問題研究所）で、夫婦の予定子ども数は 2.07 人であるのに対し、夫婦の完結出生児数¹³は 1.96 人であることとの乖離等を踏まえ、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなえられる環境を整備する必要から設定されたものである。しかし、平成 27 年の第 15 回の同調査では、夫婦の予定子ども数は 2.01 人、夫婦の完結出生児数は 1.94 人、とそれぞれ減少してしまっている。夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎる」であり、総数の 56.3% を占める。特に、妻の年齢が 30 歳未満の場合は 76.5%、30～34 歳の場合は 81.1% と、若い世代で極めて高くなっており、経済的支援の重要性はますます高まっていると言えよう。

しかしここで、夫婦とそのどちらかの母親との同居・近居¹⁴・別居の別で見ると、母親と同居の場合は、近居・別居の場合よりも、かろうじてではあるが、完結出生児数が高くなっている状況が継続している、というデータがある。

図表 6 母親との居住形態別の完結出生児数

母親との同居 近別居	第 11 回調査 (平成 9 年)	第 12 回調査 (14 年)	第 13 回調査 (17 年)	第 14 回調査 (22 年)	第 15 回調査 (27 年)
同居	2.30 人	2.36 人	2.21 人	2.09 人	2.03 人
近居	2.25 人	2.10 人	2.11 人	1.99 人	2.02 人
別居	2.08 人	2.21 人	1.97 人	1.84 人	1.83 人

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」を基に筆者作成

万円分)。

¹² 「相模原市・掛川市行政視察報告」（平成 28 年 2 月 18 日）〈<https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/14553.pdf>〉（令和元.9.4 最終アクセス）

¹³ 結婚持続期間（結婚からの経過期間）が 15～19 年夫婦の平均出生子ども数。夫婦の最終的な平均出生子ども数とみなされる。

¹⁴ 本調査で「近居」とは「同じ市区町村内で別居している場合」としている。

若年者は、三世代の同居・近居により経済的困難が軽減されれば、出産・育児に取り組みやすくなるうえ、同居・近居を通じてマンパワーとしての親からの子育て支援も得ることができれば、さらにその後の出産・育児へつながっていくのではないかと思われる。今後、三世代の同居・近居が、若年者が抱える経済的事情を打破し出産・育児に安心して取り組める居住形態となるよう政府がどう施策を展開するのか、注視されるところである。

(さんぺい ともひで)